

令和 7 年 亀 岡 市 議 会 定 例 会 9 月 議 会
提 案 理 由 説 明 書

令和 7 年 8 月 2 5 日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

それでは、9月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、6億5,200万円を追加し、予算総額を493億7,300万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、総務費におきましては、本市の更なるにぎわいの創出を目指す京都サンガF.C.の練習場誘致について、最終候補地の選定にあたり、立地可能性調査を実施する経費などを企画推進経費に計上しております。また、令和6年度亀岡市一般会計の決算上に生じた剰余金の一部について、財政調整基金に積み立てる経費などとして、財産管理経費に5億4,205万円を計上しております。

民生費におきましては、地域の高齢者の方々が安心して暮らせる環境づくりのために、買物支援やコミュニティの場の創出を図る移動販売事業者に対して支援する経費を計上しております。

衛生費におきましては、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する避妊・去勢手術に対する手術費用の支援について、今年度の所要額の増加に伴う経費を計上し、市内の飼い主のいない猫の増加を防止してまいります。

農林水産業費におきましては、シカによる農林業被害を軽減するため、狩猟によりシカを捕獲した者に対する支援について、捕獲頭数増加に対

する追加の経費を計上しております。

商工費におきましては、廃旅館のリノベーションを支援する経費を計上しており、地域文化を体験できる空間を創出し、観光消費の増加や地域経済の活性化を目指してまいります。

土木費におきましては、地域こん談会等の要望を踏まえ、生活道路などの機能維持や安全対策を行う経費などを計上しております。

消防費におきましては、地域防災力の維持を図るため、気象システム構成機器の更新に伴う経費を計上しております。

教育費におきましては、サンガ応援交流事業補助金について、今年度の所要額の増加に伴う、追加の経費を計上しており、多くの市民の皆様にはスタジアムでの観戦のすばらしさを体験していただくことで、京都サンガF.C.の応援機運を更に醸成してまいります。

その他、必要最小限の行政経費の計上を基本に、所要の経費を補正するものでございまして、詳細につきましては、それぞれの御審議をいただく過程におきまして御説明申し上げることといたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、繰入金、市債の特定財源と繰越金の一般財源で措置いたしております。

次に、債務負担行為につきましては、本庁舎と関係機関等の間で行う通送業務の経費や塵芥収集運搬に係る経費について、計画的な事務執行を進める必要があることから、地方自治法第214条の規定により、予

算に定めるものでございます。

第2号議案の国民健康保険事業特別会計補正予算は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修経費として所要額1,883万円を追加するものでございます。

第3号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、過年度国庫支出金等の精算による返納金などとして、所要額2,867万円を追加するものでございます。

第4号議案の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修経費として所要額295万円を追加するものでございます。

第5号議案の下水道事業会計補正予算は、年谷浄化センター等維持管理業務の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第6号議案の病院事業会計補正予算は、給食業務等の経費に係る債務負担行為などにつきまして、予算に定めるものでございます。

次に、第7号議案から第13号議案までの7議案は、条例議案でございます。

第7号議案の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び第8号議案の職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正や国の仕事と育児との両立支援制度

の拡充に伴い、部分休業制度の取得方法の多様化や両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行う措置を整備しようとするものでございます。

第9号議案の亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公営について、最近における物価の変動等を考慮し、その限度額を引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、第10号議案の火入れに関する条例の一部改正は、火入れに係る条文中の文言について、適正な内容へ規定整備を図ろうとするものでございます。

第11号議案から第13号議案までの3議案は、市立病院に係る各条例の一部改正でございます。

第11号議案の職員の定年等に関する条例の一部改正は、市立病院において医療業務に従事する医師の定年年齢を当分の間、65歳としようとするものでございます。

また、第12号議案の市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、育児と仕事の両立支援を目的に、国の制度改革に伴い、部分休業制度の拡充を図ろうとするものでございます。

第13号議案の市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正

は、物価や人件費の高騰により様々な分野において値上げが行われているなかで、市立病院の文書料や手数料について、市内の医療機関や周辺地域の状況を考慮して、適正な価格へと改正しようとするものでございます。

第14号議案から第53号議案までの40議案は、令和6年度の亀岡市一般会計及び特別会計の決算認定議案でございます。

各会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

第54号議案から第56号議案は、財産の取得に係る議案であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その具体的な内容といたしましては、第54号議案は、亀岡市消防団篠分団に配備されている消防ポンプ自動車の更新に伴い、消防ポンプ自動車を1台購入しようとするものであり、第55号議案は、塵芥車の更新計画に基づき塵芥車を新たに3台購入しようとするものであり、また、第56号議案につきましては、令和8年度に小学校、中学校及び義務教育学校へ入学や進学等をする児童生徒に対して配備するタブレット端末等を購入しようとするものでございます。

第57号議案の市道路線の認定及び変更につきましては、新たに2路

線を認定し、2路線を変更しようとするものでございます。

第58号議案及び第59号議案は、水道事業会計、下水道事業会計それぞれの事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。